

## 学校法人北里学園と岩手県ならびに釜石市との包括連携協定書

1. 学校法人北里学園と岩手県ならびに釜石市は、学術、文化、地域振興の分野において協力し、相互の発展と地域振興に資するためにこの協定を締結する。

なお、学校法人北里学園と岩手県ならびに釜石市は、相互の協力の形態、協力による成果の利用条件などについて、三者間で協議するものとする。

### [包括連携事項]

学校法人北里学園と岩手県ならびに釜石市は、相互の信頼関係にもとづき、今後さらに連携と協働を促進し、以下の包括連携事項に取り組むこととする。

- (1) 海洋微生物の応用技術の発展に関すること
- (2) 科学技術・教育・文化の振興に関すること
- (3) 地域振興に関すること
- (4) その他協議による事項

2. この協定は三者が署名した日に発効し、平成25年3月末日までの期間に限り有効とする。

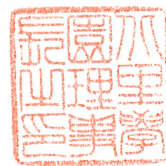
ただし、学校法人北里学園または岩手県もしくは釜石市のいずれかにより異議の申し出がない場合は、さらに1カ年間自動的に更新される。

3. 本協定は3通作成され、三者の署名押印のうえ、各1通を保管する。

平成20年2月4日

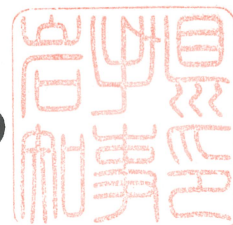
学校法人 北里学園  
理事長

柴 忠義



岩手県知事

達増 拓也



釜石市長

野田 武則

